

京都大学	博士（文学）	氏名	岩本 佳子
論文題目	前近代オスマン朝における遊牧民の研究——ルメリのユリユク、タタール、征服者の子孫たち、定住化政策の事例から——		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>本稿は、オスマン語で書かれた公文書・帳簿を主要史料として、バルカン半島における「ユリユク」、「タタール」、「征服者の子孫たち」、そしてアナトリア、シリア北部におけるテュルクメン、クルドといった集団の事例を通して、14から19世紀、オスマン朝の草創期からタンズィマート改革までの時代を対象に、オスマン帝国と遊牧民の関係を考察した研究である。オスマン朝では、どのような集団が「遊牧民」と呼ばれていたのか、オスマン朝の社会の中で遊牧民が果たした役割や意義はどのようなものであったのかといった問題を本稿では考察する。そこから、オスマン帝国における遊牧民の事例から、独自の生業や文化を持つ人々を帝国はどのように支配したか、その支配に人々はどのように対応してきたかという問題にまで研究の射程に含める。</p> <p>一部では、バルカン半島における「遊牧民」とオスマン朝の歴史的関係を扱う。</p> <p>1章ではユリユクを対象とし、1から3節において、同時代の枢機勅令簿、租税台帳、年代記、行政文書といった史料を用いる。オスマン朝のバルカン半島征服後、ルメリ州と呼ばれることになったバルカン半島では、15世紀から16世紀にかけて「ルメリのユリユク」と言うべき集団がバルカン半島で形成された。彼らルメリのユリユクは5人のエシキンジと20から25人のヤマクから成るオジャク組織を基盤とし、兵員や非戦闘員として徴用されることと引き換えに一部税の免税特権を有する「奉仕集団」であった。16世紀を通じて、このルメリのユリユクの担った仕事は、軍役・労役双方において、軍事色の強いものであった。オスマン軍の中で、ルメリのユリユクは工兵や防衛兵、砲兵や砲車兵として活用されていた。ルメリのユリユクは、時に中央政府の施策に反発し抵抗し、また自らの特権を主張することで行政官からの不当な税の取り立てに対抗することもあった。中央政府はこのようなルメリのユリユクの扱いに苦心しつつも、ルメリのユリユクはオスマン朝の軍事行動において欠かせない各種仕事への労働力の供給源となっていたために、時に一定の譲歩を示したりユリユクを保護したりすることで集団の維持管理に努めていた。4節では、ルメリのユリユクの生産活動・土地利用の一端を、県別租税台帳の記録から明らかにした。その中で、ヴィゼ、トゥルハラ県では農耕が盛んに行われていたが、対して、セラニク県では牧畜が中心ではあるなど、ルメリのユリユクが地域ごとに多様な土地利用を行っていたことが判明した。また、県別租税台帳の検討により、「外からやって来た」という表現に示されるように、ルメリのユリユクが他のスイパーヒーの知行地を継続的に利用することが広範に行われていたことが明らかとなった。そもそも、ユリユクという語そのものは「移動するもの」という意味である。ルメリのユリユクの生業は遊牧とは限らず、居住地ごとに農耕、牧畜、またはその両方と様々な生業に従事していた。ルメリのユリユクにおいても、移動性の強い生活形態が共通して一定の程度は保たれていた。5節ではユリユク台帳を用いて、セラニク、コジャジュク・ユリユクを中心に各ユリユク奉仕集団組織の変化を分析した。17世紀に入るとユリユクの人口は減少し、その居住地も縮小するなど制度の弛緩が見られた。16世紀にドブロジャ地方、黒海の西北部への人口や居住地の拡大が見られたコジャジュク・ユリユクの場合、17世紀には一転して、人口や税収の減少が見られた。それに対して、特定の村や地域にユリユ</p>			

クを集めることで組織の再編・維持を探る動きが見られた。セラニク・ユリュクについても、17世紀に入ると人口や税の減少は見られた。オジャク自体の数は増加したが、その成員の人数は17世紀を通じて減少し、オジャクの構造自体は弛緩し解体する傾向にあった。そこで、オジャクとは異なる「ジェマアト」組織を形成させ、税収の確保を目指す動きがあり、組織が17世紀を通じて比較的維持されていた。よって、オジャクとは異なる「ジェマアト」組織を形成させ、税収の確保を目指す動きが見られた。そして、いずれのルメリのユリュクの奉仕集団についても、ユリュク台帳そのものは17世紀を通じて定期的に作成され続けており、エシキンジやヤマクの名前や人数、ヤマクが支払うヤマク税の額を把握しようという試みは続けられていた。戦役や労役への参加命令は、17世紀以後は発布されなくなったものの、ルメリのユリュクという集団そのものは解体されず、オジャクやヤマクの人数の減少や弛緩に対しては、ヤマク税の増額や課税対象者の拡大、組織や居住地の再編などの対策が取られ、その維持が図られていた。また、ユリュクの支払う税は、原則としてある種の人頭税であるヤマク税のみであり、ユリュクのエシキンジやヤマクに割り当てられた特別の耕作地は存在しなかった。このことは、西アナトリア、バルカン半島のヤヤ、ミュセッレムのような耕作地が割り当てられており、そこから耕作税を支払う他の準軍人身分との最大の相違であった。ヤヤ・ミュセッレムが、耕地と結びついた制度であったがために、人口増加による1人あたりの耕地の不足や細分化に対応できず集団維持に失敗し、制度廃止・解体命令が発布されることになったこととは対照的に、ルメリのユリュクは耕地との関係が希薄であり「移動して他人の知行地を利用する」ことを許されていた。したがって、ルメリのユリュクは、ヤマク税という一種の人頭税を支払う特殊な税制を適用された身分・集団として17世紀まで存続することができたのである。

2章では、1章と同様の手法を用いて、ルメリのユリュクと同じくバルカン半島の遊牧民を祖とするルメリのタタールを中心に、遊牧民の各集団の共通点と相違点、そこから生じた歴史的経緯の違いについて考察を行った。ルメリのユリュクとともにバルカン半島へはアナトリアから「タタール」と呼称される集団が移住していった。このようにして誕生した「ルメリのタタール」は、ユリュクと同様にバルカン半島において、免税特権と引き換えに各種労役に従事する「奉仕集団」身分を形成し、オスマン朝の中で一定の役割を果たしていた。ルメリにおける「タタール」集団については、史料では一律に「タタール」と呼ばれているが実際には多様な役割を持つ集団が含まれていた。たとえば、スィリストレ県のジェベリュのタタールは、土地の防衛と開発を担う「屯田兵」的なタタール集団であった。このスィリストレ県のジェベリュのタタールとヤンボル、アクタヴ・タタールといったその他のルメリのタタールは、免税特権と引き替えに軍役・労役に従事するという共通点を持つが、その免税特権の内容は大きく異なっていた。ルメリのタタールは、ルメリのユリュクと同様の仕事に従事し、同等の扱いを受け、ルメリのユリュクに付記される形で常に租税台帳では言及されている。勅令や命令においては、ルメリのユリュクとともにまとめて扱われることが多く、その発布数や言及数も、常にユリュクの方が上回っている。そのため、16世紀中頃の史料で、既に「ユリュク」と「タタール」の語の混用の例が見られた。17世紀に入ると、タタールを記録した台帳が作られることはなくなり、タタールと呼ばれていた集団がユリュクと呼ばれる例が登場する。そのために、17世紀末にルメリのユリュクをもとに、征服者の子孫たちという軍団が作りだされた際の命令には、ユリュクの語は出てきてもタタールの語は出てこない。ルメリのタタールはルメリのユリュクに包摂されて存在していた。そして、その近さ故に、ユリュクが17世紀末まで集団として存続したこととは対照的に、最終的にはユリュクに吸収され、歴史上、その姿を消してしまったのである。

3章では、「征服者の子孫たち」を財務帳簿、枢機勅令簿、行政文書、年代記を史料として用いて考察の対象とした。前々章で述べたように、17世紀に入り、兵員や非戦闘員として徴用されることがなくなっても、通常の臣民とは異なる税制を適用された集団としてルメリのユリユクは存続していた。17世紀末には、対オーストリア、ロシア、イランといった戦争の増加・激化とその中での火器・火砲の重要性が増すにつれ、常備軍が崩壊しつつあったオスマン軍の再生と、税制の立て直し、税収の増加の両方が必要とされ、ルメリのユリユクに対する戦役への参加命令が再び出されるようになった。オスマン朝が、ルメリのユリユクを様々な軍の要請に応じて奉仕活動を行わせる集団として曖昧な立場ながら温存しておいたことが、17世紀末に一定の意義を示したわけである。しかし、徴用がほぼ1世紀ぶりに再開されたことは、ルメリのユリユク側の反発をまねき、さらに従来ルメリのユリユクのオジャク組織が17世紀を通じて解体傾向にあったことが、その円滑な徴用を困難にしていた。そこで、徴用令に対するルメリのユリユクの反発を抑え、全体像を把握することが困難になっていたルメリのユリユクを統一的に管理し兵員を供出するために、「アナトリアからバルカン半島へ征服のために渡ってきた」という征服の伝承が戦役参加義務と免税特権の根拠として新たに持ちだされ、征服者の子孫たちという統一的な集団が生み出された。従事していた奉仕活動の種類から見ると17から18世紀の征服者の子孫たちは、軍隊の中で兵士、城塞の防衛、砲兵や砲車兵として働いていた。これらの仕事はルメリのユリユクの延長線上に位置するものであるが、ルメリのユリユクよりも軍人としての性格が強かった。税制の面では、17世紀末に成立した征服者の子孫たちは、当初は軍人として税の支払いを免除されていたが、18世紀初頭にかけてその免税の内容は変更され、最終的には遠征へ行かない場合は、代償税を支払うことになった。軍人色を強めた奉仕活動とは異なり、税制においては、征服者の子孫たちは、ルメリのユリユクと同様に、遠征参加と引き換えの免税特権と一部税の支払い義務を負う奉仕集団であった。相次ぐ戦争により兵員の需要が増大した17世紀末に、征服者の子孫たちは、城塞の防衛兵、砲兵・砲車兵を確保するためにルメリのユリユクが「復活」する形で成立したが、税収の減少との兼ね合いの中、従軍と引き換えの免税特権や遠征がない時の代償税の支払いというルメリのユリユクへの「先祖返り」を経て、その税制上の位置を確定させた。税収の減少と軍人としての奉仕の兼ね合い中で、ルメリのユリユクから征服者の子孫たちへ改組されたことで、その軍役については変化が見られたが、免税特権については変わらなかった。このような時代状況や国家の要請に合わせた変化を征服者の子孫たちもまた経ていた。

二部の4章では、17世紀末から18世紀初頭のクルド、テュルク系遊牧民の大規模定住化について、枢機勅令簿を基本資料として、先行研究で解明が進んでいないラッカ以外の地域にまで広げて考察した。軍の中で砲兵や防衛兵として積極的に活用されていたルメリのユリユクに対して、クルド、テュルクメンは、そもそも軍の中で砲兵や砲車兵、後方支援の仕事に活用された経験に乏しく、むしろ山賊や叛徒にもなりうる、オスマン朝にとって統率が困難な存在であった。また、遠征参加と引き換えの免税特権のような利益は、ルメリのユリユクや征服者の子孫たちにはあったが、テュルクメンやクルドにはなかった。そのため、17世紀末に数度遠征への参加命令が発布されたものの、その後は定住化政策へ転換した。その背景には、同時期に生じ始めていた遊牧民の夏営地・冬営地間の季節移動そのものを問題視し、農耕民として定住化させることを是とする遊牧民に対する認識やまなざしの変化があった。ラッカへの定住化には、最初はラッカ以外への定住化を命じたが、定住先からの逃散と山賊化を行っ

た諸部族をラッカへ定住化させる、数度にわたって逃散や山賊化を繰り返した部族に定住化を命じるなど、処罰としての定住化令という側面が見られた。ただし、事例としては少ないが、ラッカのみならず処罰としての定住化例は他の地域に対しても見られた現象でもあった。しかし、部族への定住化は処罰としての性格のみではなく、むしろ、同一の地域に定住を命じる事例が最も多く見られた。ただし、一度逃散した部族を再定住化させる場合は、元々、定住を命じた土地と同じ場所へ再度の定住を命令するなど、元の命令を実行することに固執し、数度に渡って最初の定住命令先に定住化させようという傾向が強く、このことは逃散と再定住化というパターンの固定化へとつながっていった。また、ラッカへの定住化の事例の多くはハマーやフムス、アダナなど近隣地域居住の部族を対象としていたが、時代が下るにつれて、他の地域は定住化先としてあげられなくなり、ラッカへの定住化を命じるが増加していった。

17世紀末から18世紀にかけて相次いだ遊牧民の定住化令は、遊牧民の逃散や山賊化による治安の悪化に対する有効な手立てではなく、むしろ、逃散や山賊の固定化につながった。このような遊牧民の各地への流入と流入先での治安悪化、それによる定住民の逃散につながり、定住化を命じられた諸部族が、元の居住地ではなく西アナトリアへ逃げ込む事例も多数見られた。この東アナトリアから西アナトリアへの遊牧民の流入が、人口や社会の再編を促し、現在のアナトリアへもつながる影響を与えていた。オスマン朝の草創期から王朝の中に存在していた遊牧民は、オスマン朝と様々な関わりを取り結び、その社会の中での役割を変化させつつ、オスマン朝の中で実に14世紀から19世紀に至るまで存在し続けていた。そして、19世紀に始まるタンズィマート改革より前のオスマン朝が「近代」に突入していく以前の時代である17から18世紀にかけて、オスマン朝における対遊牧民政策も大きく変容していった。遊牧民のある集団はその変化に対応し、また別の集団は対応できず解体していった。その一方で、ルメリのユリユクや征服者の子孫たちは支配身分と被支配身分の両方にまたがる曖昧な立場に身を置き、様々な奉仕活動に従事することで、オスマン朝にとっての一定の意義を保ち続けた。遊牧民は、遊牧が生業ではなくなった後も姿や役割を変え、オスマン朝の中で集団として存在し続けていた。前近代オスマン朝の遊牧民は、「周縁化」しつつもただ消え去るのみではなく新たな姿をまとうことで存在し続けた「しぶとい」集団であったのであった。そして、そのような「遊牧民」の存在は、現在のバルカン半島やアナトリアにもつながっているのである。

(論文審査の結果の要旨)

西暦13世紀末より、1922年の帝国崩壊の直接的な原因となる第一次世界大戦の直前まで西アジア、北アフリカ、東ヨーロッパに広大な支配領域を有したオスマン朝がいかなる性格の国家(帝国)であったのかについて考察するためには様々な角度からのアプローチが存在する。オスマン朝が存在していた同時代から現代に至るまで特に西ヨーロッパでは通常「オスマン=トルコ」という名称が用いられ続けたためにオスマン朝と「トルコ帝国」は同義語のごとく理解される傾向があるが、オスマン朝は自称として「トルコ」国家を標榜したことは歴史上一度もなく、「至上の国家」を自称したオスマン朝は実態としてトルコ民族が支配層を独占するような国家ではなく、イスラーム教スンナ派の国家理念に基づき、少なくとも19世紀を迎えるまで国家の中枢部では民族という意識が希薄な歴史的な存在であったようである。これらの事実は西アジア史研究者の間ではよく知られるようになっているが、一方でオスマン朝建国史のごく初期には、アナトリア西北部の一隅に誕生した原初の小地方政権がトルコ(テュルク)系遊牧民を中核としたガーズィー(イスラームの聖戦士)集団をオスマン家が率いるという基本構造をもっていたという事実をもまた否定しがたいのである。歴史的な推移の中で、オスマン朝は14世紀後半からバルカン半島側(ルーメリ)での征服活動を本格化させ、15世紀半ばコンスタンティノープルを軍事力により征服、ビザンティン帝国を滅ぼしてからは西アジア・北アフリカと東ヨーロッパの両地域で着々と支配領域を拡大し、ヨーロッパ側でオスマン朝の盛んな征服活動が強大な軍事的脅威と認識され始めたのもこの時期からである。オスマン朝の内部では、すでに14世紀後半からトルコ系遊牧民を中核としたガーズィー集団という軍事・社会組織の重要性が薄れ、ルーメリの多くのキリスト教徒臣民から優秀な人材を徴発するデヴシルメ制度に基づき、イスタンブールの宮廷を中心に国家の基本体制を支える文武のエリート養成が始まっていた。これ以後、オスマン朝では帝国崩壊に至るまでの500年以上に亘りトルコ民族至上の国家理念の実現が目的とされることはなく、西アジア、カフカース、北アフリカ、東ヨーロッパの各民族出身でありながら、それぞれの民族という枠を超えたエリート集団が国家運営の中枢部で政策の立案や執行に関わるという体制が採られていたのである。

本論文はこうしたオスマン朝史の流れの中、では建国の当初軍事力の中枢部をなし、勲功を上げていたはずのトルコ系の遊牧民集団が特に16世紀以後ルーメリ地域で、どのような形でなおも存在し続け、中央政府とどのような関係を持っていたのかという問題関心に基づき、現在トルコ共和国のイスタンブール(主として首相府オスマン文書館)、アンカラ(地券及び地券簿総局文書館)両市の公文書館に所蔵される中央政府の側が残した大量の各種文書史料の内容分析と検討を行なうというアプローチによって、16世紀以降の、主としてバルカン半島側へ移住したトルコ系遊牧民集団の実態を解明しようとする意図を持って書かれている。本論文は全体の構成を示し、先行研究を挙げた序章と2部に分かれたれ、一部ではバルカン半島における「遊牧民」とオスマン朝政府との相互関係が扱われる。一部1章は「バルカン半島における「遊牧民」とオスマン朝」と題され、ユリュク(Yörük)と称された遊牧民の起源、法的な身分、16-17世紀における活動の実態が5節に分けてセラニク、ヴィゼ、エディルネなどの地域毎に租税台帳、法令集、枢機勅令簿などの文書史料から分析される。論者によれば、ルーメリのユリュクはオジャクという集団ごとにとめられて把握され、軍役と大砲の運搬や砲弾製造、橋梁や水道の建設・補修等の公共事業を含む後方支援の様々な労役に参加する義務を負う一方、通常の臣民が負担する土地税その他各種の付加税を免除された特権的な奉仕集団であったと結論付けられる。また、ユリュクは「移動する者」というトルコ語の原義の通り、バルカン半島の一定地域内を移動していたが、生業は遊牧や牧畜に限らず、農耕に従事する

こともあり、その場合は土地所有者に収穫物の一定割合を税として支払っていたという。2章ではユリユクと並んで文書史料に登場するタタールという集団の実態が考察される。論者は前章と同じく各種文書の内容分析から、このタタールはバルカン半島の北方からではなく、アナトリアから移住した集団であり、ユリユクと同様に免税特権と引き換えに各種の労役に従事し、かつバルカン半島での新征服地の防衛と開発を担う「屯田兵」的な役割を持つ集団でもあったと結論している。3章は17世紀末になると、従来のユリユク集団は解体・縮小が進み、タタールの方はやがて史料上に姿を見せなくなるほどその存在が希薄になる一方で「征服者の子孫たち」(evlād-i fātihān) と呼ばれる新たな集団が登場するという状況の背景が分析、検討される。論者によれば、17世紀末オスマン朝がバルカン半島で軍事的な劣勢に立たされるようになると、オスマン朝中央政府は軍事力の建て直しを図るため長らく徴用されなくなっていたユリユクを、免税特権を有する奉仕集団として再編し、「征服者の子孫たち」という名称を与えて軍事的補助集団に組織し、この集団はその後軍事的に目覚ましい働きをすることはなかったが、19世紀のタンズィーマート改革により廃止されるまで存続したという。二部(4章)は遊牧民定住化政策を扱うが、ここでの舞台はアナトリアであり、シリア北部ラッカへの定住化令が17世紀末から18世紀初頭に度々発せられた事態の背景を探求したものであるが、アナトリアのクルド、トゥルクメンからなる遊牧民を統御しようとする、この定住化令は地域の安定化に繋がるような結果をもたらさなかったというのが結論である。

本論文は以上のように二部4章に分けてオスマン朝建国の原動力となったトルコ系遊牧民の16世紀以降の、特にバルカン半島地域での動向を専ら中央政府側の残した各種文書史料の内容分析から追跡したものであり、論者が2年間のトルコ共和国への留学とその後もトルコやブルガリアで文書史料研究を続けてきた成果を踏まえ、オスマン=トルコ語によるアラビア文字表記で独特の判読しがたい文書史料を正面から取り扱い、丹念な解読、検討、分析の結果として各章の結論に至る論証過程は首肯できる。ただし、所々に引用される文書史料以外の年代記、旅行記等の歴史文献の翻訳、解釈の面では少しく誤謬が見られ、歴史的な事件との関連付け、例えば有名なレパント海戦と関わりがあると思われる記述等をそれと気付かず、見落としているというような欠陥が見られる。また、論文全体を通じて特にバルカン半島南部(現在のギリシア北部・中部、ブルガリア等の地域)についての歴史地理学的な情報、記述を多く含むにもかかわらず、それらについての説得的な考証の姿勢が不十分であるといわざるを得ない。しかし、これらの欠点は本論文の価値を損なうものではなく、今後の研究への精進により克服されるべきものと考えられる。

以上、審査したところにより、本論文は博士(文学)の学位論文として価値あるものと認められる。なお、平成27年2月20日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。